

（休日になるときは翌日）  
三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- 鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則
- 鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則
- ◇告示 県道路線の認定
- 豚の移入禁止区域の指定

## 規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第八号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を  
改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥  
取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「田」を「四」に改め、「木工芸科」の次に「  
田毛糸編物料」を加える。

第六条中「二十五」を「三十」に改める。

第十一条中「地方事務所長又は」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一  
日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- 鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則
- 鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則
- ◇告示 県道路線の認定
- 豚の移入禁止区域の指定

## 規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第八号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を

改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「田」を次に改め、「四工芸科」の次に「田毛糸編物料」を加える。

第六条中「二十五」を「三十」に改める。

第十一条中「地方事務所長又は」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の二の中(四)「削除」を(六)「鳥取県林業改良指導員資格試験に基づく手数料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十号

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則

定 規 則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県林業改良指導員資格試験条、昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号。以下「条」とする。の施行及び森林法施行令(昭和二十六

年政令第二百七十六号。以下「令」という。)第十条第四号の規定による知事の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の認定)

第二条 条例第四条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、条例第四条第四号に該当すると認めるときは、その者に受験資格認定書(様式第三号)を交付する。

(受験願書等)

第三条 試験を受けようとする者は、受験願書(様式第四号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

三 条例第四条第二号又は第三号に該当する者にあつては、同条第二号イ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証明する書類(様式第五号)

四 写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、受験票(様式第六号)を交付する。

(合格証書の様式)

第四条 条例第六条第一項の規定による合格証書は様式第七号による。

(受験手数料の納付)

第五条 条例第八条第一項の規定による受験手数料は、受験願書に相当額の鳥取県収入証紙をはつて納付しなければならない。

(任用資格の認定)

第六条 令第十条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、任用資格認定申請書(様式第八号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

三 申請者が令第十条第四号に係る者であることを証明する書類

四 写真(第三条第一項第四号の場合に準ずるもの)

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、その者が令第十条第一号から第三号までに掲げる者と同等の学識及び経験を有すると認めるときは、任用資格認定書(様式第九号)を交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の二の中(イ)「削除」を(ウ)鳥取県林業改良指導員資格試験に基づく手数料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十号

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則

定規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号。以下「条例」とする。)の施行及び森林法施行令(昭和二十六年

四月二十一日)の施行及び森林法施行令(昭和二十六年

格認定書

三 条例第四条第二号又は第三号に該当する者にあつては、同条第二号イ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者を証明する書類(様式第五号)

四 写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、受験票(様式第六号)を交付する。

(合格証書の様式)

第四条 条例第六条第一項の規定による合格証書は様式第七号による。

(受験手数料の納付)

第五条 条例第八条第一項の規定による受験手数料は、受験願書に相当額の鳥取県収入証紙をはつて納付しなければならぬ。

年政令第二百七十六号。以下「令」という。)第十条第四号の規定による知事の認定に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の認定)

第二条 条例第四条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、条例第四条第四号に該当すると認めるときは、その者に受験資格認定書(様式第三号)を交付する。

(受験願書等)

第三条 試験を受けようとする者は、受験願書(様式第四号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

第六条 令第十条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、任用資格認定申請書(様式第八号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

三 申請者が令第十条第四号に係る者であることを証明する書類

四 写真(第三条第一項第四号の場合に準ずるもの)  
2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、その者が、令第十条第一号から第三号までに掲げる者と同等の学識及び経歴を有すると認めるときは、任用資格認定書(様式第九号)を交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

本籍  
現住所

(ふりがな)  
氏

年 月 日生

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることを認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右

氏

名 印

鳥取県知事

殿

様式第三号

受験資格認定書

本籍

現住所

(ふりがな)  
氏

年 月 日生

林業改良指導員資格試験の受験資格を有する者であることを認定する。

年 月 日

鳥取県知事氏

名 印

様式第二号

履歴書

本籍  
現住所

(ふりがな)  
氏

年 月 日生

学歴

卒業年次 学校名及び専攻科目 所在地

職歴

年 月

勤務期間

勤務場所 職名 業務内容

至自

至自

年 年 年 年  
月 月 月 月

賞罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

右

氏

名 印

様式第四号(日本標準規格B5)

受験願書

本籍

現住所

(ふりがな)  
氏

年 月 日生

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

右

氏 名 印

収入証紙  
ちよう付らん

様式第五号

職歴証明書

(ふりがな) 氏

年 月 日生 名

- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 一 普及、指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

年 月 日

所屬長職名 氏

名 印

様式第六号

林業改良指導員資格試験受験票

氏 名

年 月 日生

一 受験番号 第 号

二 受験日時 年 月 日 午前(後) 時 分から 試験名

年 月 日 午前(後) 時 分から 試験名

三 受験場所 市郡町村場所名

年 月 日

鳥取県知事 氏

名 印

様式第七号

第 号

合格証書

本籍

現住所

氏 名

年 月 日生

林業改良指導員資格試験に合格したことを証する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

様式第八号(日本標準規格B5)

任用資格認定申請書

本籍

現住所

(ふりがな) 氏

年 月 日生 名

林業改良指導員に任用される資格の認定を受けた

ので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右

氏 名 印

鳥取県知事 殿

様式第九号

任用資格認定書

本籍  
現住所

氏名  
年月日生

林業改良指導員に任用される資格があることを認定する。

年月日

鳥取県知事氏 名 印

鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十一号

鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)第九条の規定による鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 委員会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、一年とし再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 会長は、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数によつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、会長が委員会にかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の改正)

2 鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中

林務課 鳥取県森 林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に對する重要事項に對する答申及び關係行政に對する建議に關する事務
---------------------	---

林務課 鳥取県森 林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に對する重要事項に對する答申及び關係行政に對する建議に關する事務
---------------------	---

林務課 鳥取県森 林審議会	鳥取県林業改良指導員資格試験条例第九條第三項の試験成績の判定及びその結果の答申等に關する事務
---------------------	--

を  
に改める。



44 岩美停車場線  
 (一) 岩美郡岩美町岩美停車場  
 (一) 岩美郡岩美町  
 岩美郡気高町宝木停車場  
 (一) 岩美郡気高町  
 (一) 岩美郡気高町  
 浜村停車場  
 (一) 岩美郡気高町  
 (一) 岩美郡気高町  
 青谷町青谷停車場  
 (一) 岩美郡青谷町  
 (一) 岩美郡青谷町  
 東伯郡泊村泊停車場  
 (一) 岩美郡泊村  
 (一) 岩美郡泊村  
 由良町由良停車場  
 (一) 岩美郡由良町  
 (一) 岩美郡由良町  
 東伯郡浦安停車場  
 (一) 岩美郡浦安町  
 (一) 岩美郡浦安町

51 下市停車場線  
 (一) 西伯郡中山町下市停車場  
 (一) 西伯郡中山町  
 名和町名和停車場  
 (一) 西伯郡名和町  
 (一) 西伯郡名和町  
 大山町大山口停車場  
 (一) 西伯郡大山町  
 (一) 西伯郡大山町  
 淀江町淀江停車場  
 (一) 西伯郡淀江町  
 (一) 西伯郡淀江町  
 八頭郡那家町那家停車場  
 (一) 八頭郡那家町  
 (一) 八頭郡那家町  
 用ヶ瀬町用ヶ瀬停車場  
 (一) 西伯郡用ヶ瀬町  
 (一) 西伯郡用ヶ瀬町  
 八頭郡八東停車場  
 (一) 八頭郡八東町  
 (一) 八頭郡八東町

58 若桜停車場線  
 (一) 八頭郡若桜町若桜停車場  
 (一) 八頭郡若桜町  
 (一) 八頭郡若桜町  
 倉吉市西倉吉停車場  
 (一) 倉吉市  
 (一) 倉吉市  
 米子市大篠津停車場  
 (一) 米子市  
 (一) 米子市  
 境港市境港停車場  
 (一) 境港市  
 (一) 境港市  
 日野郡溝口町伯耆溝口停車場  
 (一) 日野郡溝口町  
 (一) 日野郡溝口町  
 鳥取市湖山停車場  
 (一) 鳥取市  
 (一) 鳥取市  
 鳥取郡気高町宝木停車場  
 (一) 鳥取郡気高町  
 (一) 鳥取郡気高町  
 主鳥取鹿野倉吉線接合点  
 (一) 鳥取郡鹿野倉吉町  
 (一) 鳥取郡鹿野倉吉町  
 主鳥取鹿野倉吉線接合点  
 (一) 鳥取郡鹿野倉吉町  
 (一) 鳥取郡鹿野倉吉町

65 伯耆大山停車場  
 (一) 米子市伯耆大山停車場  
 (一) 米子市伯耆大山町  
 (一) 米子市伯耆大山町  
 鳥取砂丘線  
 (一) 鳥取市  
 (一) 鳥取市  
 禰谿神社線  
 (一) 東伯郡東郷湖(羽合町)  
 (一) 東伯郡東郷湖(羽合町)  
 (一) 東伯郡東郷湖(羽合町)  
 東郷湖線  
 (一) 東伯郡東郷湖(羽合町)  
 (一) 東伯郡東郷湖(羽合町)  
 小鹿溪線  
 (一) 東伯郡三朝町  
 (一) 東伯郡三朝町  
 (一) 東伯郡三朝町  
 岩美郡府町大字下木原  
 (一) 岩美郡府町  
 (一) 岩美郡府町  
 岩美郡府町大字下木原  
 (一) 岩美郡府町  
 (一) 岩美郡府町  
 福部取線  
 (一) 福部市  
 (一) 福部市  
 (一) 福部市  
 池谷停車場線  
 (一) 福部市  
 (一) 福部市  
 (一) 福部市



154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143
杉古	上大	岡仙	上巖	大本	藤宮	鹿矢	釜八	高本	用中	米河	津久
下長	田立	田隱	灘城	瀬泉	津内	野口	口市	福鹿	瀬内	河原	井末
東伯郡東伯町大字杉下	上福田	北谷字仙隱	倉吉市巖城上灘	三朝町大字本泉	東伯郡東郷町大字藤津	東伯郡高野町大字下坂本字矢口	大字釜口	河原町大字高福	河原町大字中井	八頭郡家町大字米岡	岩美郡津井村

166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155
羽長	隼西	正奥	渡余	後西	米福	妻中	淀末	名名	西旧	植羽	赤下
合江	停車場	寺谷	子停車場	藤福	成成	高木	江長	和和	奈和	井松	見碓
東伯郡東郷町大字長江	八頭郡家町大字西御門	岩美郡国府町大字奥谷	境港市渡町余子停車場	米子市西福原後藤停車場	米子市西伯町大字福成	大山町末長	淀江町	名和町	名和町	西伯郡中山町大字羽田井	東伯郡東伯町大字下見

133	132	131	130	129	128	127	126
余子	弓ヶ浜	関金	小鴨	日安	安部	因幡	那岐
境港市余子停車場	米子市弓ヶ浜停車場	東伯郡関金町関金停車場	倉吉市小鴨停車場	八頭郡安部停車場	八頭郡安部停車場	船岡町因幡船岡停車場	智頭町那岐停車場
境港市余子停車場	米子市境線接合点	東伯郡関金町関金停車場	倉吉市小鴨停車場	八頭郡安部停車場	八頭郡安部停車場	船岡町因幡船岡停車場	智頭町那岐停車場

142	141	140	139	138	137	136	135	134
国猪	正八	宮三	覚一	木岩	生山	法勝寺	手間	岸木
安子線	坂寺線	下寺線	寺松線	庄本線	生山	法勝寺	手間	岸木
猪ノ子	鳥取市八坂	岩美郡国府町大字三代寺	鳥取市覚寺一本松	岩美郡岩美町大字岩本	日野郡伯南町生山停車場	西伯郡法勝寺停車場	会見町手間停車場	西伯郡岸本町岸本停車場

